

四日市市消防関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月4日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第26号

四日市市消防関係手数料条例の一部を改正する条例

四日市市消防関係手数料条例（平成12年四日市市条例第22号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                                   |  |                   |
|---------------------------------------|--|-------------------|
| 別表第1（第2条関係）                           |  |                   |
| 区分                                    |  | 金額                |
| 1及び2（略）                               |  |                   |
| 3 法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査 |  |                   |
| (1)から(4)まで（略）                         |  |                   |
| (5) 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所   | ア及びイ（略）  |                   |
|                                       | ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万k <sub>ℓ</sub> 以上5万k <sub>ℓ</sub> 未満のもの   | <u>1,590,000円</u> |
|                                       | エ 危険物の貯蔵最大数量が5万k <sub>ℓ</sub> 以上10万k <sub>ℓ</sub> 未満のもの  | <u>1,950,000円</u> |
|                                       | オ 危険物の貯蔵最大数量が10万k <sub>ℓ</sub> 以上20万k <sub>ℓ</sub> 未満のもの | <u>2,270,000円</u> |
|                                       | カからクまで（略）  |                   |
| (6)から(12)まで（略）                        |  |                   |
| 4から17まで（略）                            |  |                   |
| 備考（略）                                 |  |                   |

| 改正前         |    |
|-------------|----|
| 別表第1（第2条関係） |    |
| 区分          | 金額 |
| 1及び2（略）     |    |

|  |  |                   |
|--|--|-------------------|
| 3 法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査      |  |                   |
| (1)から(4)まで (略)                             |  |                   |
| (5)浮き屋根式<br>特定屋外タンク貯蔵所及び<br>浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 | ア及びイ (略)   |                   |
|  | ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万k <sub>t</sub> 以上5万k <sub>t</sub> 未満のもの   | <u>1,580,000円</u> |
|  | エ 危険物の貯蔵最大数量が5万k <sub>t</sub> 以上10万k <sub>t</sub> 未満のもの  | <u>1,940,000円</u> |
|  | オ 危険物の貯蔵最大数量が10万k <sub>t</sub> 以上20万k <sub>t</sub> 未満のもの | <u>2,260,000円</u> |
|  | カからクまで (略)   |                   |
| (6)から(12)まで (略)                            |  |                   |
| 4から17まで (略)                                |  |                   |
| 備考 (略)                                     |  |                   |

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の四日市市消防関係手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請のある審査に係る手数料から適用し、同日前に申請のあった審査に係る手数料については、なお従前の例による。

(消防本部予防保安課)